

旭川医科大学病院診療情報管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院診療情報管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院診療情報管理規程（平成16年旭医大達第203号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学病院（以下「本院」という。）における診療情報の適正な管理について必要な事項を定め、もって本院における診療、教育及び研究の進展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 診療情報とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について医療従事者が知り得た情報をいう。</p> <p>(2) 診療記録とは、診療録、処方箋、手術記録、麻酔記録、看護記録、検査記録、診断書控、紹介状、退院時要約その他診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録された書面、画像等の記録をいう。</p> <p>(3) 外来診療記録とは、外来患者の診療記録をいう。</p> <p>(4) 入院診療記録とは、入院患者の診療記録をいう。</p> <p>(5) 退院時要約とは、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約をいう。</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学病院（以下「本院」という。）における診療情報の適正な管理について必要な事項を定め、もって本院における診療、教育及び研究の進展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 診療情報とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について医療従事者が知り得た情報をいう。</p> <p>(2) 診療記録とは、診療録、処方箋、手術記録、麻酔記録、看護記録、検査記録、診断書控、紹介状、退院時要約その他診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録された書面、画像等の記録をいう。</p> <p>(3) 外来診療記録とは、外来患者の診療記録をいう。</p> <p>(4) 入院診療記録とは、入院患者の診療記録をいう。</p> <p>(5) 退院時要約とは、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約をいう。</p>

(6) エックス線フィルムとは、放射線部において診断等のため撮影したエックス線フィルムをいう。

(7) 画像ディスクとは、画像情報が記録された記録メディアをいう。

(診療情報の活用方針)

第3条 診療情報は、医療の質、安全性及び効率性の向上、情報の共有によるチーム医療の推進等に活用する。 (新設)

第4条～第7条 (略)

(利用資格者の遵守事項)

第8条 利用資格者 (第6条第5号に掲げるものを除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 診療情報を他に漏らさないこと。
- (2) 診療記録を改ざんしないこと。
- (3) 診療記録を損傷及び紛失しないこと。
- (4) 診療記録を本学から持ち出さないこと。
- (5) その他診療情報の管理に重大な支障を及ぼさないこと。

第9条～第16条 (略)

2 保存期間を経過した診療記録は、原則として焼却処分する。ただし、各診療科の診療情報管理責任者が必要と認めた場合は、各診療科で管理することができる。

附 則

この規程は、令和6年11月13日から施行する。

【改正理由】

診療情報の活用方針について明文化するため、所要の改正を行うものである。

(6) エックス線フィルムとは、放射線部において診断等のため撮影したエックス線フィルムをいう。

(7) 画像ディスクとは、画像情報が記録された記録メディアをいう。

第3条～第6条 (略)

(利用資格者の遵守事項)

第7条 利用資格者 (第5条第5号に掲げるものを除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 診療情報を他に漏らさないこと。
- (2) 診療記録を改ざんしないこと。
- (3) 診療記録を損傷及び紛失しないこと。
- (4) 診療記録を本学から持ち出さないこと。
- (5) その他診療情報の管理に重大な支障を及ぼさないこと。

第8条～第15条 (略)

2 保存期間を経過した診療記録は、原則として焼却処分する。ただし、各診療科の診療情報管理責任者が必要と認めた場合は、各診療科で管理することができる。